

令和2年11月27日

## 第445回白石市議会臨時会議案

## 目 次

第 8 3 号議案	白石市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	・・・	1
第 8 4 号議案	白石市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	・・・	3
第 8 5 号議案	白石市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	・・・	5
第 8 6 号議案	白石市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	・・・	7

第 8 3 号議案

白石市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 白石市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和43年白石市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 白石市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

第 8 4 号議案

白石市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 白石市特別職の職員の給与に関する条例（昭和42年白石市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 白石市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

第 8 5 号議案

白石市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 白石市職員の給与に関する条例（昭和29年白石市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 白石市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。



第 8 6 号議案

白石市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 白石市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年白石市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 白石市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。